

青少年育成協議会活動支援要綱

令和6年4月1日

地域協働局長決定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年育成協議会（以下「青少協」という。）の地域における青少年の健全育成活動を支援するために必要な手続きを定めることにより、青少協を通じて、本市の青少年健全育成施策の推進を図ることを目的とする。

2 第3章に定める青少年育成協議会活動に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年4月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）及び神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続に関する要綱（平成28年3月24日市長決定。以下「地域活動補助金要綱」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(青少協の組織及び活動)

第2条 この要綱において青少協とは、次項から第7項に定めるところにより組織した団体で、第4条第2項の定めにより区に登録されたものとする。

2 青少協は、次代を担う青少年が夢と希望を持って自立と自己実現を図るとともに、社会への貢献を果たすよう、青少年の育成及び青少年を取り巻く環境づくりを進めていくことを目的とし、地域の実情に応じて必要な活動を行う。

3 青少協は、原則として小学校区をその活動範囲とし、同一小学校区に重複して第4条第2項に定める登録はできないものとする。ただし、区長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

4 第4条第2項の定めにより登録する青少協の名称は、前項の活動範囲を示す語句と青少年育成協議会を用いるものとする。

5 第2項の目的に賛同し、活動に積極的に参画する市民を青少協の構成員とし、これを青少年育成委員と称するものとする。

6 1団体あたりの青少年育成委員の人数は、おおむね20人以上であるものとする。ただし、特段の事情があると区長が認めた場合はこの限りでない。

7 青少協は、団体規約を作成し、毎年度少なくとも1回は会計監査及び総会を行うものとする。

(市の支援施策)

第3条 市は、青少協の活動を推進するため、情報提供、研修、表彰、補助金の交付その他必要な支援を行うものとする。

第2章 団体登録

(団体登録の申請)

第4条 青少協として活動しようとする団体は、団体登録のため青少年育成協議会団体登録申請書（様式第1号）及び当該年度の団体全体の収支予算書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合で、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、当該団体を青少協として登録し、その旨を青少年育成協議会団体登録決定通知書（様式第2号）により当該団体に通知するものとする。

3 青少協は、登録内容に変更があった場合は、青少年育成協議会団体登録変更届出書（様式第3号）を区長に届け出なければならない。

4 青少協は、活動を休止する場合は、速やかに青少年育成協議会団体活動休止届出書（様式第4号）を区長に提出しなければならない。

5 前項の定めにより活動を休止した青少協が活動を再開する場合は、速やかに青少年育成協議会団体活動再開届出書（様式第5号。以下「団体活動再開届出書」という。）を区長に提出しなければならない。

6 青少協は、第2項による登録を廃止する場合は、青少年育成協議会団体登録廃止届出書（様式第6号）を区長に提出しなければならない。

第3章 青少年育成協議会活動に対する補助金

（補助金の対象活動及び経費）

第5条 補助金の対象となる活動は、青少協が主体となって当該年度内に実施する活動で、次の各号に掲げるものとする。

(1) 基本的活動 青少協の目的である青少年の育成及び青少年を取り巻く環境づくりに係る活動で、経常的かつ統一的に実施する次に掲げるもの。

ア 青少年育成市民運動（スマイルハートあいさつ運動を含む。）

イ 見守り活動（夜間、登下校等）

ウ こども110番「青少年を守る店・家」の推進

エ 活動計画等の策定及び決定

(2) その他の活動 青少協が地域の実情に応じて実施する前号以外の活動で、次に掲げるもの。

ア 青少年が地域で安心して過ごせる環境づくり及び非行防止活動

イ 青少年の地域活動への参画や異世代との交流を通じた健全育成活動

2 補助金の対象となる経費及び補助金の対象とならない活動及び経費は、別表1のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする青少協は、区長に対して青少年育成協議会活動補助金交付申請書（様式第7号。以下「交付申請書」という。）及びその他区長が必要と認める書類を、区長が別に定める日までに提出しなければならない。

（補助金の額）

第7条 第5条に掲げる活動に対する補助金の額は、原則として別表2の交付基準額を上限とする。ただし、予算の範囲内で別表2の交付限度額を上限とすることができる。

- 2 年度の途中で青少協が活動を再開する場合の当該年度の補助金の額は、予算の範囲内で前項の交付基準額を12月で除した額に、活動を再開した月又は団体活動再開届出書を提出した月のいずれか遅い方の月以降の月数を乗じた額を上限とする。

（予算の配分）

第8条 区長は、青少協が提出する交付申請書を基に補助金の所要額を算定し、地域協働局長（以下「局長」という。）へ報告するものとする。ただし、第6条の交付申請書提出期限までに交付申請書を提出しない青少協については、交付基準額を上限として算定するものとする。

- 2 局長は、前項の報告に基づいて予算の範囲で区長に補助金予算を配分するものとする。

（補助金の交付決定）

第9条 区長は、第6条の申請があった場合で、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、補助金予算の配分後速やかに補助金の交付決定を行い、当該青少協に対し青少年育成協議会活動補助金交付決定通知書（様式第8号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。このとき区長は、適正な補助金執行を確保するため必要な条件を付さなければならない。

- 2 区長は、交付決定通知書に補助対象とする活動とその活動ごとの補助額を記載するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 前条第1項の通知を受けた青少協は、補助金を請求する場合は、青少年育成協議会活動補助金交付請求書（様式第9号）により請求しなければならない。

- 2 区長は、前項の請求があった場合は、補助金規則第18条第2項の定めに基づき、速やかに補助金を当該青少協に概算払いするものとする。

（補助金の執行）

第11条 補助金は、交付決定通知書に記載された活動に充てるものとし、やむを得ない場合は青少協の判断によりそれらの活動における予算の配分を変更することができるものとする。

- 2 青少協は、第9条第2項に定める補助対象とする活動ごとに収支を算出するものとする。ただし補助対象となる活動により発生する収入がある場合は、収入を当該活動に充てるものとし、不足するときに補助金を充てるものとする。

- 3 青少協は、交付決定通知書に記載されていない活動を補助対象活動に含めようとする場合は、青少年育成協議会活動補助金交付変更申請書（様式第10号）を区長に提出しなければならない。

- 4 区長は、前項の申請があった場合で、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、補助金の交付変更決定を行い、当該青少協に対し青少年育成協議会活動補助金交付変更決定通知書（様式第11号。以下「交付変更決定通知書」という。）により通知するものとする。

（活動報告並びに補助金の確定及び精算等）

第12条 第10条第2項の定めにより補助金の交付を受けた青少協は、当該補助金を受けた活動の終了後、区長が別に定める日までに速やかに青少年育成協議会活動補助金実績報告書（様式第12

号。以下「実績報告書」という。)及びその他区長が必要と認める書類を、区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の実績報告書の提出があったときは、補助金規則第 16 条第 1 項の定めにより補助金の交付額を確定し、青少年育成協議会活動補助金交付額確定通知書（様式第 13 号）により当該青少協に通知するものとする。
- 3 区長は、前項により確定した補助金の交付額が、交付決定通知書又は交付変更決定通知書における額と同額である場合は、補助金規則第 16 条第 3 項の定めに基づき、前項の定めによる通知を省略することができる。
- 4 区長は、第 2 項の定めにより補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該青少協に対して期限を定めて、確定した交付額を超える額に相当する額の返還を命ずるものとする。
- 5 青少協は、区長から前項の返還を命じられたときは、区長の指定する方法で期限内に精算しなければならない。
- 6 区長は、第 4 項の返還を命じられた青少協が定められた期限までに返還できない場合は、特にやむを得ない事情があると認めるときを除くほか、当該青少協に補助金規則第 21 条第 5 項の定めに従い遅延利息を市に納入させなければならない。

（資金の管理及び区長の請求）

第 13 条 青少協は、活動資金の管理のため、次の各号に掲げる方法等により適正な経理を行わなければならない。

（1）活動資金を管理するための口座の設置

（2）補助金規則第 12 条に基づいた帳簿の整備、管理及び領収書等の保管

- 2 区長は、必要に応じて青少協に対して補助金の使途に関する会計についての報告及び帳簿等の関係書類の提出を求めることができる。

第 4 章 雑則

（施行細目の委任等）

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日において、青少年育成協議会活動支援要綱（令和 6 年 3 月 31 日廃止子ども家庭局長決定）第 4 条第 2 項に定める青少協として登録されている団体は、第 4 条第 1 項の申請を省略することができるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の第6条及び次の表に掲げる要綱（以下「改正等前要綱」という。）に基づく補助金の交付決定を受けているものにかかる手続きについては、この要綱の施行後も、なお改正等前要綱の規定による。

東灘区青少年育成協議会活動補助金交付要綱
灘区青少年育成協議会活動補助金交付要綱
中央区青少年育成協議会活動補助金交付要綱
兵庫区青少年育成協議会支部活動支援要綱
北区青少年育成協議会活動補助金交付要綱
長田区青少年育成協議会活動補助金交付要綱
須磨区青少年育成協議会活動補助金
垂水区青少年育成協議会活動補助金交付要綱
西区青少年育成協議会活動補助金交付要綱

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

1 補助金の対象となる経費

経費区分	内 容 等
報償費	講師謝礼
印刷製本費	資料、文書、パンフレット、冊子、広報紙等の印刷経費
消耗品費	材料費、文房具等事務用品購入経費等
通信運搬費	郵送費
旅費交通費	交通費
参加費	講習会等の参加費
備品購入費	活動に必要な事務用品機器類の購入経費等
使用料	会場借り上げ経費等
食糧費	水分補給用飲料等費
その他	その他、助成対象経費とすることが適当と区長が認める経費

2 補助金の対象とならない活動及び経費

- (1) 学校等公共施設への金銭及び物品の寄附寄贈等
- (2) 地域活動補助金要綱第6条各号に掲げる経費
- (3) 参加者及びスタッフのための弁当及びサンドウィッチ等、会議及び打ち合わせにおける菓子等並びに飲食店での飲食に係る経費（会議の出席者用等に購入する茶葉及び缶飲料、ペットボトル等を除く。）
- (4) 入学祝い、卒業祝い等として一律に地域の子どもたちに文具や生活用品等を配布するための経費

(5) 神戸市及び神戸市の予算による補助事業における自己資金

別表 2 (第 7 条関係)

補助金の交付基準額及び交付限度額

		活動範囲である小学校の児童数 (補助金を交付する年度の前年 5 月時点)	補助金の 交付基準額
基本額		—	120,000 円
加算額	(1) 1 小学校区 を活動範囲と する場合	100 人以上 399 人以下	20,000 円
		400 人以上 699 人以下	40,000 円
		700 人以上	60,000 円
	(2) 複数小学校 区を活動範囲 とする場合	100 人以上 399 人以下	20,000 円
		400 人以上 699 人以下	70,000 円
		700 人以上	120,000 円

※ 交付基準額は、基本額に、活動範囲である小学校の児童数に応じた加算額を加えた額とする。

※ 1 小学校区に複数の青少協がある場合、基本額のみとする。ただし、小学校区が複数の行政区にまたがっており、かつ 1 行政区に活動しているのが 1 青少協のみの場合は、活動範囲である小学校の児童数とあるのは、当該青少協が対象とする児童数と読替え、加算額を適用する。

※ 補助金の交付限度額は、交付基準額の 1.5 倍とし、300,000 円を超えない額とする。